

第3章 創作非容易性

23 関連条文

意匠法

第三条

(第1項略)

- 2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠(前項各号に掲げるものを除く。)については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

23.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、意匠法第3条第1項第1号又は第2号に規定する意匠登録出願前と同様に、日単位で判断する意匠登録出願の日(意匠法第9条、同第10条等)とは異なり、出願の時分を考慮するものである。また、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が容易に意匠の創作をすることができたか否かの判断の基準時も、意匠登録出願前である。

23.2 その意匠の属する分野における通常の知識を有する者について

その意匠の属する分野における通常の知識を有する者(以下、「当業者」という。)は、創作非容易性を判断する主体である。当業者とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。

23.3 公然知られたについて

公然知られた(以下、「公知」という。)は、意匠法第3条第1項第1号に規定する公然知られたと同義である。すなわち、公知とは、不特定の者に秘密でないものとして現実に知られている状態にあることをいう。

そして、公知のうち、その名称をいえば、証拠を出すまでもなく思い浮かべることができる状態を特に、広く知られた(以下、「周知」という。)という。

なお、外国において周知とは、当該国において周知なことは必要であるが、必ずしも複数の国において周知であることを要しない。また、当該国で周知であれば、日本国内において周知であることは要しない。

23.4 創作非容易性の判断の基礎となる資料

創作非容易性の判断の基礎となる資料として、以下のいずれかのものが該当する。

- (1) 公知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合(23.4.1)

- (2) 周知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合 (23.4.2)
- (3) 公知の意匠又は周知の意匠 (23.4.3)

23.4.1 公知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

公知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当するのは、以下のいずれかに該当する場合である。

- (1) 日本国内又は外国において公知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合
- (2) 日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合
ただし、刊行物は頒布されただけでなく、公知の状態にあるものでなければならない。

また、刊行物に記載される場合には、一般に、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合がそれ自体単独で公知となることはほとんどなく、刊行物に記載された公知の物品と一体不可分な状態で表されているものが大多数である。このような場合においても、当該物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が、それ自体として具体的な態様を識別できるものであれば、創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

なお、上記の場合、刊行物に記載された公知の物品と意匠登録出願された意匠に係る物品との類否は問わない。

23.4.2 周知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合

日本国内又は外国において周知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、それ自体単独で周知となった形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合はもちろん、周知の意匠に表された形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合についても、周知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合として創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

23.4.3 公知の意匠又は周知の意匠

公知の意匠又は周知の意匠も、創作非容易性の判断の基礎となる資料とすることができる。

23.5 容易に創作することができる意匠と認められるものの例

23.5.1 置換の意匠

置換とは、意匠の構成要素の一部を他の意匠に置き換えることをいう。
公知の意匠（周知の意匠に基づく場合も同様とする。以下同じ。）の特定

の構成要素を当業者にとってありふれた手法により他の公知の意匠に置き換えて構成したにすぎない意匠。

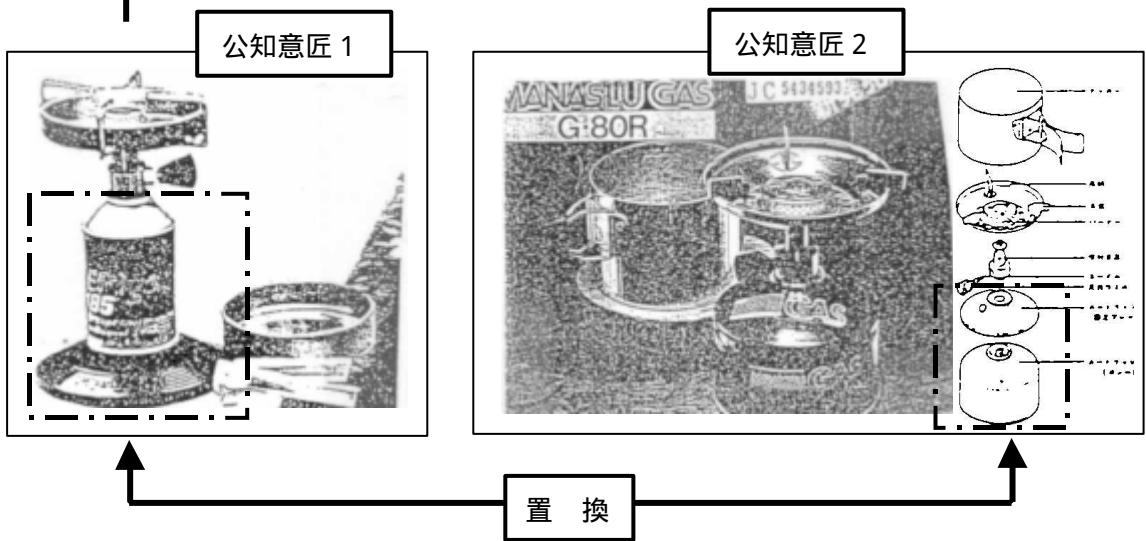
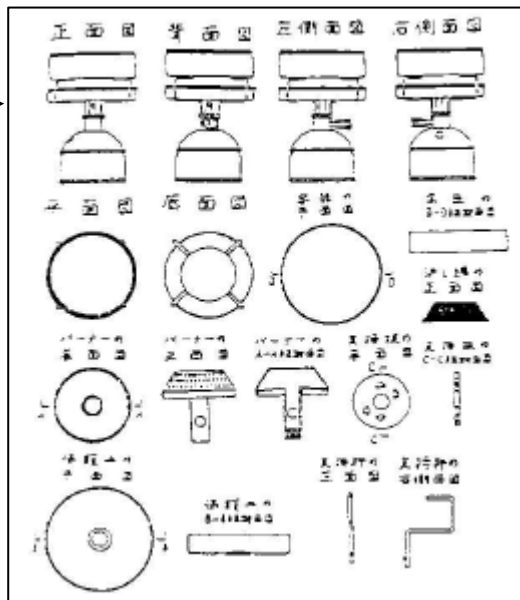
このような意匠は、公知の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することのできた意匠と認められる。

【事例1】

その意匠の属する分野において、ポンペを変更することは、燃料使用時間に応じて一つの機種で数種のポンペを用意していることが一般に行われている点を考慮すれば、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「ガストーブ兼用こんろ」

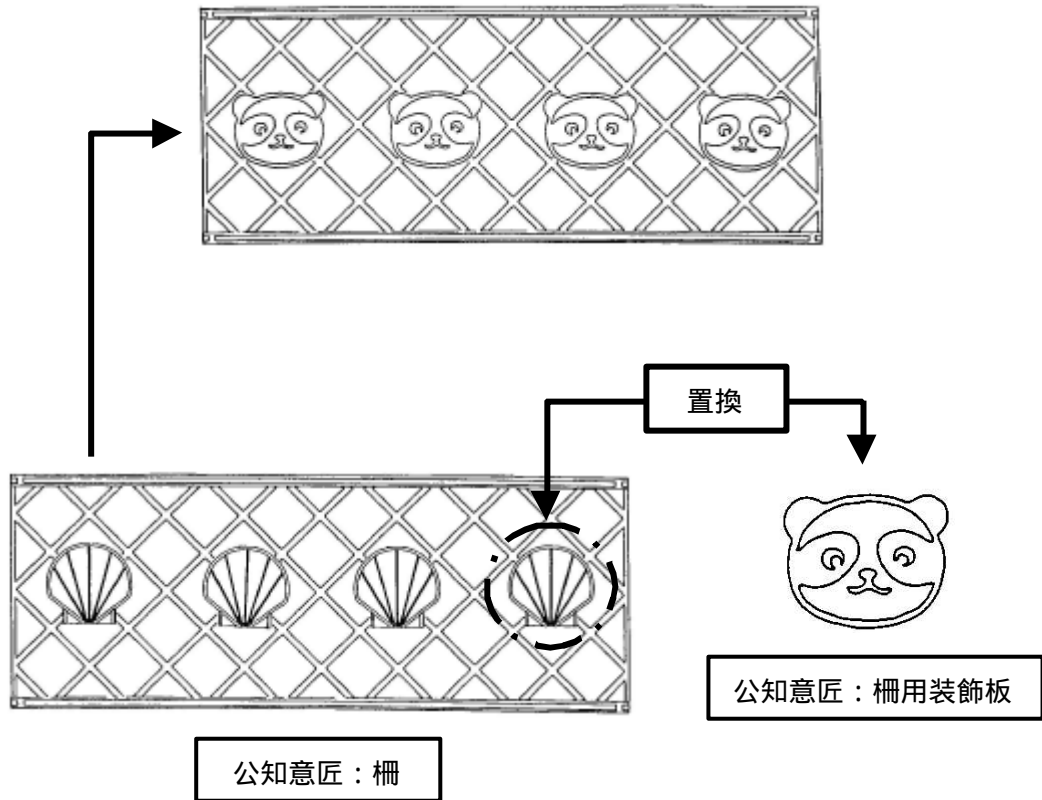


【事例2】

その意匠の属する分野において、公知の意匠の装飾板部分を単に他の装飾板に置き換えて構成することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「道路用柵」

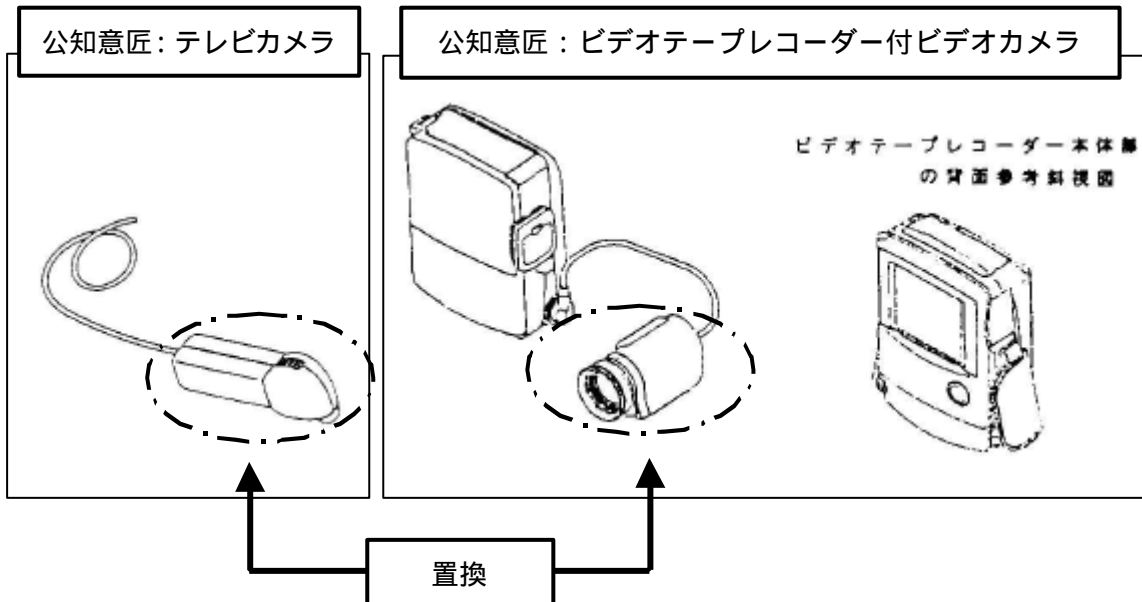
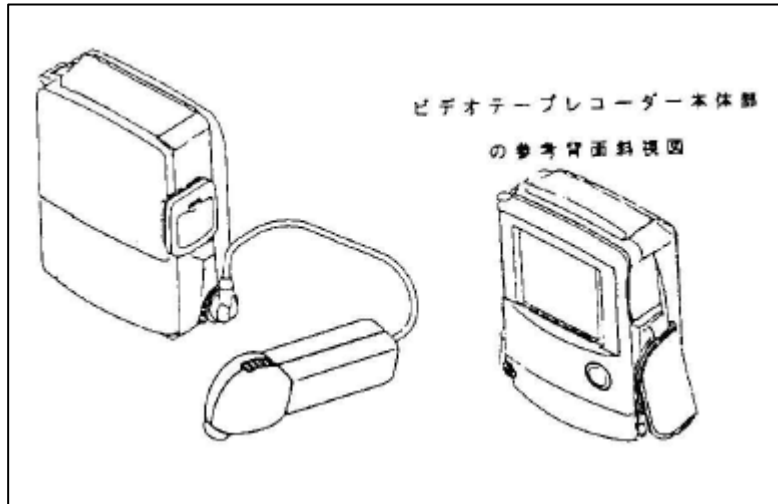


【事例3】

その意匠の属する分野において、分離可能な部品の形状等を（テレビカメラ）を他の部品の形状等（ビデオカメラ）に置き換えることは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「ビデオテープレコーダー付ビデオカメラ」

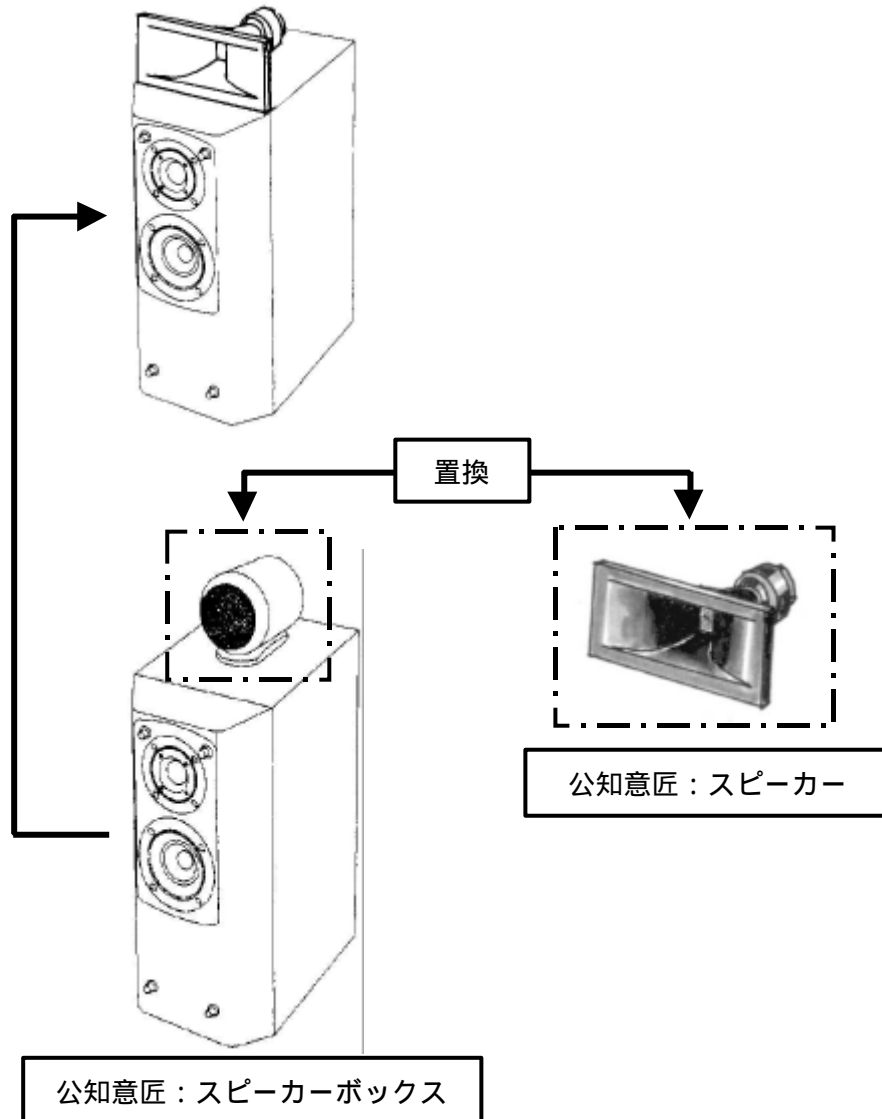


【事例4】

その意匠の属する分野において、音域毎に各種のスピーカーを積み重ねて、一体のスピーカーボックスとすることは、当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「スピーカーボックス」



【事例5】

その意匠の属する分野において、電子計算機の蓋部上面に模様を付することは当業者にとってありふれた手法である。

出願の意匠

「電子計算機」

